

2019年度地方大学・地域産業創生交付金の評価基準

1. 評価基準		評価					評価のポイント
①	自立性（自走性）	S	A	B	C	D	✓計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること。 ✓計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。
②	地域の優位性	S	A	B	C	D	✓「地域の見える化」の内容が妥当であること。 ✓上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。
③	KPIの妥当性及び実現可能性	S	A	B	C	D	✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係るKPIを適切に設定していること。 ✓地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。 ✓KPIの検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。
④	地域全体への波及性及び大規模性	S	A	B	C	D	✓計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。
⑤	事業の先進性	S	A	B	C	D	✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進的な計画となっていること。
⑥	産業振興及び専門人材育成の一体性	S	A	B	C	D	✓産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連関を有していること。
⑦	産官学連携の実効性	S	A	B	C	D	✓計画の円滑かつ確実な実行に必要な産官学の各主体の参画を得ていること。 ✓各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。 ✓首長がリーダーシップを発揮し、産学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。 ✓事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に関与していること。 ✓推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。
⑧	大学組織改革の実現可能性及び実効性	S	A	B	C	D	✓国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラと光る地方大学づくり」が期待できること。
⑨	事業経費の効率的な運用	-	A	B	C	D	✓計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること(再掲)。 ✓事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。
⑩	実施スケジュールの妥当性	-	A	B	C	D	✓計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。

2. 申請要件		評価	要件
①	【計画区域】 計画の区域が、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）で定める特定地域（東京23区）の外に定められていること。	○・×	申請内容が要件を満たしているかどうか。 「○」：要件を満たしている。 「×」：要件を満たしていない。
②	【推進会議に参画する大学】 推進会議に参画する大学について、以下の要件が満たされていること。 ・学生募集停止中でないこと。 ・本交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が85%以上であること。（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、学校全体の収容定員充足率とする） ・「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと。 ・設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと。 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと。 ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしている大学であって、第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと。		
③	【必須KPIの設定】 KPIとして、以下の項目が含まれていること。 ・計画に関連する産業の生産額等の増加額 ・計画に関連する産業の雇用者数の増加数 ・計画における専門人材育成プログラム受講生の地元就職又は起業数 ・計画に関連する大学組織改革（※）の実現 ※大学の統合再編、学部・学科・研究科・専攻・研究所等の再編、国際共同学位プログラムの創設等		
④	【効果検証手法などのPDCAの整備】 設定されたKPIの検証と事業の見直しのための仕組み(PDCA)が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。		
⑤	【議会への説明等】 議会において、計画の内容（資金計画含む）の審議等を行っている（行う予定である）こと。		
⑥	【実施計画への記載や様式の添付等】 上記①～⑤の他、実施計画や、実施計画に添付する様式等に不備が無いこと。		

3. 総合評価及び採択区分			
総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階で判定する。		総合評価の目安は以下のとおりである。 ※1 あくまでも目安であり、申請内容を総合的に評価した上で、上位又は下位の総合評価とする場合がある。 ※2 申請要件の項目が1つでも「×」であるものは「C」又は「D」評価とする（「S」、「A」、「B」の総合評価を得るには全て「○」であることが必須）。 ※3 採択に当たって、「S」、「A」の総合評価を得た申請内容についても、条件を付す場合がある。 ※4 本欄においては、表記の明確化のため、総合評価の区分（「S」～「D」）は括弧付きで表記し、個別の評価基準の評価の区分（S～D）は括弧なしで表記することとする。	
「S」評価	全ての評価基準についてA評価以上であり、かつ、いずれか5項目以上の評価基準についてS評価である場合。	採択	
「A」評価	全ての評価基準についてB評価以上であり、かつ、いずれか5項目以上の評価基準についてA評価以上である場合。		
「B」評価	次のいずれかの場合。 ・全ての評価基準についてB評価以上であり、かつ、総合評価が「S」、「A」のいずれにも該当しない場合。 ・全ての評価基準についてC評価以上であり、かつ、いずれか5項目以上の評価基準についてA評価以上である場合。	条件付採択	
「C」評価	全ての評価基準についてC評価以上であり、かつ、総合評価が「S」、「A」、「B」のいずれにも該当しない場合。	不採択	
「D」評価	いずれかの評価基準についてD評価がある場合。		